

(R 8. 6. 17 時点) 現時点の R7 実績報告様式を使用する場合の注意点

* R 8. 6. 15 厚労省コールセンター (050-3733-0222) に確認中したところ、以下のとおりでした。

① 「(確認用) チェックリスト」の「(2) 月額賃金改善要件Ⅱ」について

【注意】
記載する事業所は、計画書の「別紙様式2-2」に記載した事業所と一致しなければならない。
この加算の総額は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員等処遇改善加算総額のお知らせ」及び「介護職員等処遇改善加算内訳のお知らせ」に基づいて記入すること。

令和7年度中に処遇加算の加算区分を変更して!

保険業 所 号	指定権者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	令和7年3月 時点の算定状況	令和7年度の算定期間①					キヤ リ 要 件 Ⅱ 改善後 (年額) を満た
		都道府県	市区町村				算定した 加算区分	加算の総額 [円]	加算Ⅳ相当の 加算額の1/2	月額 賃金 改善 要件 Ⅰ	新規に増加す る旧ベースア ップ等加算相 当の加算の見込 額[円]	
567890	河内長野市	大阪府	河内長野市	南河内介護	訪問型サービス(独自)	処遇改善加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ	1,000	295	○		
549870	河内長野市	大阪府	富田林市	河内介護	通所型サービス(独自)	処遇改善加算Ⅱ	処遇改善加算Ⅰ	1,000	347	○		

AK163 =IF(H7="", "", IF(AND(AK53="O", AH55="O"), "O", "X"))

2 実績報告について		
(1) 加算額以上の賃金改善を行っている		○
(2) 加算以外の部分で賃金水準を下げている		○

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1) 月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の1/2以上の月額賃金改善を行っていること		○
(2) 月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行っていること		×
(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと		
(4) キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと		
(5) キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること		
(6) 職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等補助金を申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること		○

「令和7年3月時点の算定状況」で、加算V (1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14) を選択していなければ、「②月額賃金改善要件Ⅱ」は要件から外れる。

しかし、「(確認用) チェックリスト」では、「×」がつく。「AK53セルが『O』、かつ (AND)、AH55セルも『O』である場合のみ、『O』を表示する。それ以外は『×』を表示する」という計算式になっているためだが、「令和7年3月時点の算定状況」で、加算V (1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14) を選択していなければ、当該箇所 (AK53、AH55) はグレーアウトして入力できない。

(参考：介護保険最新情報 Vol. 1353 <https://www.mhlw.go.jp/content/001403286.pdf>)

表2-1 加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（賃金改善以外の要件）

	①月額賃金改善要件Ⅰ	②月額賃金改善要件Ⅱ	③キャリアパス要件Ⅰ	④キャリアパス要件Ⅱ	⑤キャリアパス要件Ⅲ	⑥キャリアパス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件Ⅴ	⑧職場環境等要件		
	処遇加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（440万円一人以上）	介護福祉士等の配置要件	区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）	区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）	HP掲載等を通じた見える化（取組内容内容の具体的記載）
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	○	(○)	○	○	○	○	○	—	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	○	(○)	○	○	○	○	—	—	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	(○)	○	○	○	—	—	○	—	—
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	(○)	○	○	—	—	—	○	—	—

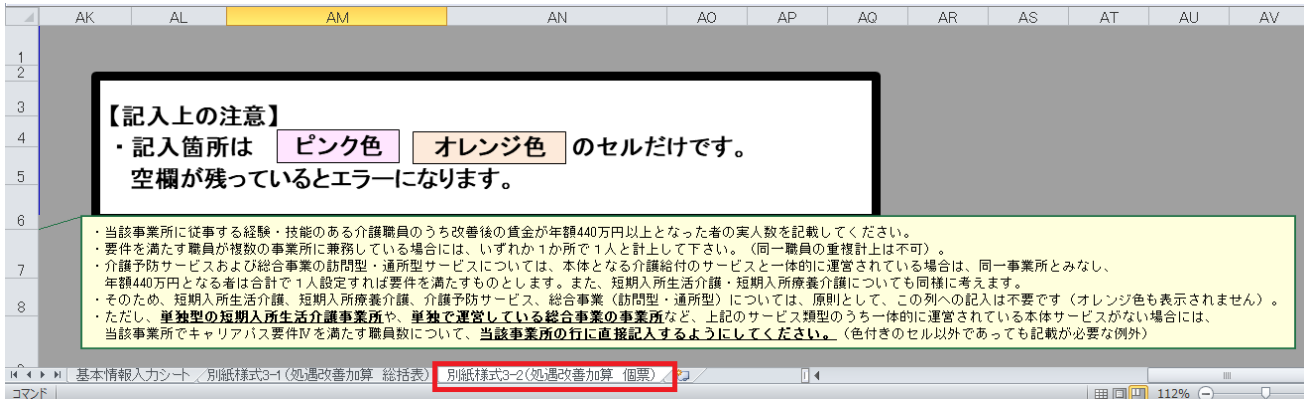
注 (○) は令和7年3月時点で処遇加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ満たす必要がある要件

コールセンターの回答「事業所等から、同様の指摘を複数もらっている。修正版の様式を作成し、各保険者にお知らせする予定となっているが、いつになるかは未定。指定権者の判断で、この『×』は『○』と読み替えて受付をしてもらっても構わない」

(本市の対応)

「令和7年3月時点の算定状況」で、加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を選択しておらず、「(確認用)チェックリスト」の「(2)月額賃金改善要件Ⅱ」について、様式の問題で「×」が表示される場合、本市にそのままご提出ください。「○」として受付させていただきます。

・別紙様式3-2の「キャリアパス要件Ⅳ」について



単独で運営している総合事業の事業所は、色付き以外のセルであっても、直接人数を入力する必要がある。

キャリアパス要件Ⅳについて													
処遇改善加算 (令和7年度の算定期間①)		改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数		2									
		処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)		0									
処遇改善加算 (令和7年度の算定期間② (区分変更後))		改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数		0									
		処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)		0									
※ 令和7年度中に処遇改善の加算区分を変更していない場合は、「-」を選択してください。													
介護職員等処遇改善加算													
令和7年度の算定期間①						令和7年度の算定期間②(令和7年度内の区分変更後)							
算定した加算区分	加算の総額 [円]	加算Ⅳ相当の 加算額の1/2	月額賃金 改善要件 Ⅰ	新規に増加する 旧ベースアップ 等加算相当の 加算の見込額 [円]	月額賃金 改善要件 Ⅱ	キャリアパス 要件Ⅳ 改善後の賃金要件 (年額440万円以上) を満たす職員数 [人]	令和7年度内の 区分変更後に 算定した加算区 分	加算の総額 [円]	加算Ⅳ相当の 加算額の1/2	月額賃金 改善要件 Ⅰ	新規に増加する 旧ベースアップ 等加算相当の加 算の見込額[円]	月額賃金 改善要件 Ⅱ	キャリアパス 要件Ⅳ 改善後の賃金要件 (年額440万円 以上)を満たす職 員数[人]
処遇改善加算Ⅰ	1,000	295	○			1	-						
処遇改善加算Ⅱ	1,000	347	○			1	-						

上図は「単独で運営している総合事業の事業所」という想定で、仮に入力したものの。算定期間①の「処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数（短期入所・予防・総合事業での重複除く）」は「2」のはずだが、「0」になっている。

「単独で運営している総合事業の事業所」が、AB6セルにおいて、カウントされていない。本来はAB5セルが「2」、AB6セルが「2」、AC6セルが「0」となるのが正しいと思われる。

下図は、青枠の箇所を「1」から「0」にした場合。本来は AB5 セルが「1」、AB6 セルが「2」、AC6 セルが「×」とならないといけないはずだが、AC6セルがグレーアウトし、チェックが機能していない。

介護職員等処遇改善加算													
令和7年度の算定期間①						令和7年度の算定期間②(令和7年度内の区分変更後)							
算定した加算区分	加算の総額 [円]	加算Ⅳ相当の加算額の1/2	月額賃金改善要件Ⅰ	新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の加算の見込額 [円]	月額賃金要件Ⅱ	キャリアパス要件Ⅳ 改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数 [人]	令和7年度内の区分変更後に算定した加算区分	加算の総額 [円]	加算Ⅳ相当の加算額の1/2	月額賃金改善要件Ⅰ	新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の加算の見込額 [円]	月額賃金要件Ⅱ	キャリアパス要件Ⅳ 改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数 [人]
処遇改善加算Ⅰ	1,000	295	○			1	—						
処遇改善加算Ⅰ	1,000	347	○			0	—						

コールセンターの回答「ご指摘のとおり、単独で運営している総合事業の事業所が、カウントされていない。対応については、厚生労働省に確認しないと分からない。いつ返答できるかも未定」

(本市の対応) キャリアパス要件Ⅳについて、様式の注意書きをよくご確認の上、厚生労働省の指示どおりに入力ください。様式の計算式上、「×」が表示されていなくても、必要な 440 万円以上職員の数を満たしていない可能性がありますので、ご注意ください。その場合は、別紙様式 3-1 の「(5) キャリアパス要件Ⅳ」の「⇒ 上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること」の該当する項目に☑をお願いします。

86	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
87	□ イについて、全ての介護職員に周知している。
89	(5) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件) 【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】
91	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ (「令和7年度の算定期間①」の期間について) ⇒ (別紙様式3-2「キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
92	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの要件 (「令和7年度の算定予定②」の期間について) ⇒ (別紙様式3-2「キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
94	⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること
95	「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由
96	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。
97	<input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。
98	<input type="checkbox"/> 年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
99	<input type="checkbox"/> その他()
101	(6) 職場環境等要件